

21世紀を地方自治の時代に

住民と自治

発行 自治体研究社

〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4F
 TEL03-3235-5941 (代)・FAX03-3235-5933
 発行人 長平 弘 編集人 谷口 郁子

通巻679 2019. 11 付録

東海版 NO.417号 2019. 10. 10
 東海自治体問題研究所

〒462-0845 名古屋市北区柳原3-7-8
 TEL・FAX 052-916-2540
<http://www.tokaijichiken.web.fc2.com/>
 E-mail:tjmken@f6.dion.ne.jp

理事長 市橋 克哉 (名古屋大学教授)
 編集責任 長谷川洋二 (事務局長)



幻のスフォルツァ将軍騎馬像を復元!

名古屋国際会議場の中庭に立つ巨大な騎馬像は、レオナルド・ダ・ヴィンチが世界最大のフランチェスコ・スフォルツァ将軍の騎馬像製作を命ぜられ、ブロンズで作ろうとしたが、戦争のため断念しました。世界デザイン博覧会出展に際して再建させるため、残された手稿やデッサンなどを参考に原形を粘土で創作し、拡大したものを強化プラスチック (FRP) で仕上げられました。これは、日本の研究と技術がもたらした世界で唯一のものです。

撮影 太田武宏 (写真クラブ アクト会員)

11月号の内容

あいちトリエンナーレ「表現の不自由展・その後」開催途中中止事件 (榊原秀訓) ……	2P
研究会報告……………	10P
東海ローカルネットワーク……………	14P
行事案内……………	16P

あいちトリエンナーレ

「表現の不自由展・その後」開催途中中止事件

榊原秀訓(南山大学)

はじめに

8月1日から開催されたあいちトリエンナーレにおける「表現の不自由展・その後」(以下、「不自由展」と省略)という意欲的な企画が行われた。それは、それ以前の「表現の不自由展」との関係で、次のように説明されている。つまり、「『表現の不自由展』は、日本における『言論と表現の自由』が脅かされているのではないかという強い危機意識から、組織的検閲や忖度によって表現の自由の機会を奪われてしまった作品を集め、2015年に開催された展覧会。『慰安婦』問題、植民地支配、憲法9条、政権批判など、近年公共の文化施設で『タブー』とされがちなテーマの作品が、当時いかにして『排除』されたのか、実際に展示不許可になった理由とともに展示した。今回は、『表現の不自由展』で扱った作品の『その後』に加え、2015年以降、新たに公立美術館などで展示不許可になった作品を、同様に不許可になった理由とともに展示する。」と説明されていた。したがって、不自由展は、一定の政治的内容を必然的に含む内容のものとなっていた。

この不自由展には、政治家等から反対の声があがり、また、「テロ予告、脅迫、恫喝等の電話があり、また、『ガソリン携行缶をもっていく』というFAXが届くなど、諸般の状況を総合的に勘案して、安全に展示を運営することが難しい」という、批判的・敵対的な第三者の暴力的な言論による支障を理由に、

わずか実施3日で中止に至り、研究者等からは表現の自由などの観点から様々なコメントが出されてきている。愛知県は、「あいちトリエンナーレのあり方検証委員会」(以下、「検証委員会」)を設置し、8月16日に第1回会議、9月17日に第2回会議、9月25日に第3回会議を行っている。その間には、不自由展再開を求める声があがるとともに、不自由展実行委員会から裁判所に再開を求める仮処分の申立てもなされてきた。9月25日には、検証委員会から「中間報告」が公表され、それを受けて愛知県知事は再開を決め、9月30日に不自由展実行委員会との間で再開の合意がなされている。他方、翌26日には、文化庁が文化資源活用推進事業補助金の不交付を公表したことから、愛知県知事は訴訟(当初は国地方係争処理委員会)で争うとしている。本稿執筆段階で、この問題は現在進行中であるが、ここまでわかっている不自由展の中止の経緯などを紹介し、関連する憲法にかかわる幾つかの論点を検討する。

一 政治家の発言

1 政治家による批判的な見解

表現の不自由展が開始された後、幾人もの国内の政治家の発言が明らかになっている。不自由展に批判的な政治家の発言を紹介しておく。河村名古屋市長は、「日本国民の心をふみにじるもの」とか、「表現の自由は、憲法21条に書いてあるが、絶対的に何をやっ

てもいいという自由じゃありません。表現の自由は一定の制約がある。」などと発言している。

また、それ以外は、不自由展をみていない政治家によるものである。補助金支出にかかわって、菅官房長官は、「補助金決定にあたっては、事実関係を確認、精査して適切に対応したい。」と、柴山文部科学大臣は、「展覧会の具体的な内容が判明し、企画内容や本事業の目的等と照らし合わせて、確認すべき点が見受けられることから、補助金交付の決定にあたっては、事実関係を確認した上で、適切に対応していきたい。」と発言している。さらに、吉村大阪府知事は、「表現の自由は保障されるべきだが、反日プロパガンダと国民が思うものを、愛知県が主催者として展示するのは大反対だ。」、松井大阪市長は、「税投入をしてやるべき展示会ではなかったのではないか。」、黒岩神奈川県知事は、「表現の自由から逸脱している。」、(神奈川県で同じ主旨の企画展があったらという質問に)「私は絶対に開催を認めない。」、「慰安婦像展示のために公金を出すのは県民が絶対に理解してくれないと思う。」などと発言している。

中間報告は、政治家の発言に関して、「内容によっては圧力となりえ、(広い意味での)『検閲』とも言っているので、慎重であるべきである。また、報道で広く拡散されることで度を越した抗議を助長する点でも慎重であるべきである。」と批判的なまとめをしている。

2 河村名古屋市長と大村愛知県知事との間のやりとり

次に、河村名古屋市長と大村愛知県知事との間でやりとりがされていることから、その概略をみておきたい。まず、河村市長は、不自由展開始直後の8月2日に、不自由展は、「日本国民の心を踏みにじる行為であり許されない。」としたが、8日には、その趣旨として、「『公共施設』の管理・利用方法(『便宜供与』の対象基準)が不適切である

旨を指摘するもの」として、特定の作品を不自由展から外しても「その作者は、自費で、個別に私営の個人ギャラリー等で作品を公表」できるとして、「『検閲』とは全く関係ないとする。そして、「平和の少女像」は、「『公衆に陰悪の情を催させる』もの」で「公共の場所を提供し、かつ、公衆の嫌悪感を覚えさせる作品の展示に税金を拠出す」ことは、「社会の信頼を著しく損なう」とする。また、「焼かれるべき絵」と「遠近を抱えて」については、「戦後の復興に果たした昭和天皇の偉業に対して畏敬の念を抱く日本国民も少なくないものと思われ」として、「主題自体が甚だ礼を失する遺憾なものであり、日本国民・社会公衆の多くに著しい侮辱感・嫌悪感を与えるもの」とする。

こういった見解に対して、大村知事は、9月10日に、表現の自由の重要性を強調し、「検閲にさえ当たらなければ問題はないかの如き理解があるとすれば、本末転倒」とし、「トリエンナーレで展示をしなくても私的な負担と場所で展示できるから問題ない」とするのは、「基本的人権や『公』の概念を全く理解していない」ものと批判する。そして、「公権力は、補助金の交付といった便宜の供与・サービスの給付的な局面で用いられる場合でも、こうした基本的人権に反することが許されないことは当然」とし、また、思想・良心の自由の保障や、法の下での平等保障にも言及し、「表現の内容、思想や良心に立ち入り、表現や思想等の内容次第で便益の供与やサービスの給付の取り扱いを判断し区別することは、これら基本的人権の保障に反することは明らか」とする。さらに、不自由展に関して、「テーマや展示の選択など芸術的内容に関わる点は、芸術分野の専門家を中心にしたメンバーで選ばれた芸術監督やキュレーターによる議論・検討を経て決定されて」(キュレーターとは必ずしもなじみがない用語であるが、ここでは美術館や博物館などで展示展を組む専門職と理解することができる一神原) いることを紹介し、「愛知県は、施設や財政

面、事務局スタッフの人的支援といった観点で中心的な役割を担っている」が、「愛知県や私が芸術的な価値について当否を判断して展示内容を決定したもの」ではなく、「展示内容の取捨選択は最終的には芸術分野の専門家に委ねるべきで、実際にそのように進めてきた。」とする。このようなことによって、「行政権を執行する職にある者」の「中立性」が確保されると考えるようである。

二 政府言論と表現の自由

1 二つの政府言論

不自由展の中止にかかわって紹介した批判的な政治家の発言は「表現の自由」を議論しているようだが、実際には、それとは異なる枠組みで議論しているように思われる。その枠組みは、最近の憲法の教科書で説明される「政府言論」と考えられるので、少し「政府言論」を説明しておきたい。憲法の教科書（本秀紀編『憲法講義（第2版）』（日本評論社、2018年）396頁～397頁（塚田哲之執筆））では、「政府言論」として二つのものが紹介される。第一に、「政府（国・地方自治体）自らが表現主体となって、政府広報・各種白書などの刊行物、マス・メディアでの広告、記者会見等を通して、各種の情報を提供するだけでなく自らの政策の正当性を主張」する場合である。第二に、「公権力が私人の表現活動に対して資金・施設等の給付（援助・助成）を行うことによって、間接的に表現活動にかかわる場合」であり、「給付対象の選択」は避けられないとされる。

不自由展に関して、志田（志田陽子「《芸術の空間》と共存社会」世界925号（2019年））は、「今回問題となっているのは、通常の『表現の自由』がそのまま当てはまる問題場面ではなく、文化政策において公的支援を受けつつ、なおかつ芸術の側に一定の自由を確保するために政治の側が内容面への介入を慎むべきである、という『芸術の自由』の問題場面である。」としている。そこで、「表現

の自由」が憲法上の権利であることとは異なり、「文化芸術への援助をどのように・どのくらいするかは、国と自治体の政策に委ねられている」と一応いうことができることになる。検証委員である憲法研究者の曾我部が「本件は公金を使って県立美術館で表現の場を提供する／しないというケースで、憲法上の表現の自由がストレートに問題となる事案ではない。」と説明するのも、このような意味であると考えられる。

2 政府言論と不自由展

不自由展が政府言論として議論されるものとする、それはどのような政府言論なのか、そこにおいて表現はどのように保障されるのかをみておきたい。あいちトリエンナーレは、一般論として、その実行委員会には外部の委員も入っているとしても、愛知県主導で行われていることは否定できないが、不自由展は、その中でも独特のようであり、「5人の委員からなる『表現の不自由展・その後実行委員会』」に対して、出展を委託する形態」となっており、上記で愛知県知事が説明していたように、「テーマや展示の選択など芸術的内容に関わる点」は、芸術監督やキュレーターが実質的に決定したものと考えられる。そこで、不自由展は、住民等が自らの主導で企画し、実施しているものではないとしても、上記の第一の政府言論のように政府が内容を決定するものでもなく、第二の政府言論に該当するものと思われる。

次の問題は、不自由展が政府言論に当たるとして、不自由展の内容は、愛知県が自由に決定できるものかである。これは、愛知県が責任を有して決定するものと考えられる第一の政府言論と同様に考えることができるか、あるいは「表現の自由」が保障されている住民等が自らの主導で企画し、実施するものに類似して考えることができるかである。

志田（志田陽子『「表現の自由」の明日へ』（大月書店、2018年）189頁～190頁）は、一般的に、「国家による自由」（資金援助や会

場提供などの給付を受ける場面)について、「国家の支援を受けるからには国家の意向に従うべきだとする考え方ではなく国家の『公』としての役割と中立性を確認し、支援を受ける芸術家が支援を前提としてもなお保障されるべき『自由』があることを確認することが必要となっている。」としている。また、先の憲法の教科書は、第二の政府言論について、「恣意的な差別とならないような仕組み」が求められ、「芸術・文化の領域のように給付対象の選択に際し専門職の判断が介在するときには、その専門知識に基づく判断が原則として尊重されるべきであろう。」としている。そして、「いったんなされた給付の取消し・撤回は、受け手の権利の観点からも無制限には行えないと考えられる。」とする。さらに、検証委員の曾我部も、「公金で行う芸術祭であっても、芸術部門の専門性、自律性(キュレーションの自律性)を尊重する義務がある。」(キュレーションとは、先に説明したキュレーターが、膨大な作品を取捨選択して展示を構成することと考えられる一柳原)とか、「芸術部門の外からの介入は、準備開始後は、危機管理に限られる。」といった説明を行っている。

「専門知識に基づく判断」を尊重することは、志田が指摘するように、「《芸術の空間》における『政治的中立性』」の確保の手段と考えられ、多様な表現の保障のためには必要なものである。愛知県知事は、先に説明してきたように、十分か否かは別として、不自由展について自覚的に「専門知識に基づく判断」を尊重しようとする枠組みを用意したと考えられる。また、不自由展の企画段階を論じているわけではなく、不自由展が始まった後を論じているものであることから、内容への介入はさらに限定されたものとなるはずである。そして、不自由展に現実に作品を出しているものは、国内外の芸術家であり、「表現の自由」と同様の枠組みで考えることができるであろう。

不自由展に批判的な発言をする政治家は、

そもそも不自由展が第一の政府言論に該当し、内容を政府の責任で判断するものとしているのか、あるいは、第二の政府言論に当たるものであることは理解しているものの、それにもかかわらず、「専門知識に基づく判断」を尊重することを否定し、自らの政治的見解に沿わないものは認めないとするものと思われる。つまり、行政や公金がかかわる以上、多様性を否定し、政府が自らすべてをコントロールしなければ気が済まないということだと考えられる。

三 検閲と表現の自由の限界

1 検閲

「表現の自由」と同様に考えた場合、もし、中止が批判的・敵対的な第三者の暴力的な言論による支障ではなく、作品の内容を評価し、自治体にとってふさわしくないことを理由にしたとして、それが憲法で禁止されている「検閲」に該当するかが問題となる。札幌税関事件最判(最判昭和59(1984)年12月12日民集38巻12号1308頁)は、検閲を「行政権が主体となって、思想内容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を目的として、対象とされる一定の表現物につき網羅的一般的に、発表前にその内容を審査した上、不相当と認めるものの内容を禁止することを、その特質として備えるものを指す」と限定的に理解することから、裁判所の判断に従うならば、今回の不自由展開催後の中止を「検閲」と評価することはできないことになる。仮に検証委員の曾我部のように「行政権が、表現物の発表前にその内容を審査して不当と認める場合にその発表を禁止すること」と判例よりも広く定義しても、曾我部が結論づけるように、「今回は検閲とは無関係の事案」ということになりそうである。

ただし、「検閲」には該当しないとしても、表現の自由を制約するものとして、問題となり得る。先にも触れたように、河村名古屋市長は、「表現の自由」にも「公共の福祉」に

よる制約があることを強調している。確かに、表現の自由にも一定の制約があることは否定できず、仮にその制約を「公共の福祉」によるものとして説明するとしても、例えば、ヘイトスピーチのようにかなり限定された場合に制約できるに限られる。表現の自由を制約することには一般的にかなり慎重な態度が求められており、政治家の判断や自治体が考える公益により自由に制約することはできず、嫌悪感などに基づいて制約できるわけでもない。

2 不自由展の内容と運営の妥当性

表現の自由の例外的制約として、ヘイトスピーチのような他人の人権を侵害するような内容をもつものの制約が考えられないわけではないことから、中間報告が不自由展の内容をどのように考えたのかみていく（検証委員である曾我部は、「今回問題となった作品が、ヘイトスピーチといえないことは明らか」としている）。中間報告は、まとめとして、「名古屋市長や作品を見ていない県外政治家の抗議が報道され、抗議が拡大」したとし、「芸術祭全体について」は「芸術祭全体としては今のところ不自由展問題を除けば成功している。」と評価し、また、「不自由展の企画と展示の妥当性」に関しては、「過去に禁止となった作品を手掛かりに『表現の自由』や世の中の息苦しさについて考えるという着眼は今回のあいちトリエンナーレの趣旨に沿ったものであり、妥当だったと言える。」とし、「過去に出展中止となった作品を収集、展示するという企画基準は明確」で、「アートを通じたジャーナリスティックな問題提起を目指すという意欲的取組」であるが、「出来上がった展示は鑑賞者に対して主催者の趣旨を効果的、適切に伝えるものだったとは言い難く、キュレーションに多くの欠陥があった。」と評価している。さらに、「特に強く批判を浴びた3つの作品はいずれも作者の制作意図等に照らすと展示すること自体に問題はない作品だった。」とする。他方で、「準備プロ

セスの問題」として、「誤解を招く展示が混乱と被害をもたらした最大の原因は、無理があり、混乱が生じることを予測しながら展示を強行した芸術監督の行為にある。そしてその背景にはそれを許す組織体制上の数多くの欠陥があった。」とする。つまり、一言で要約するならば、内容には問題はないが、運営には問題があったと評価するものであると思われる。運営の問題点をどのようなレベルのものとして評価するかは別として、運営の改善さえすれば良く、表現の自由を制約することはできなかったことになる。

四 敵対的聴衆の法理

1 表現の自由と管理上の限界

今回の中止決定は、批判的・敵対的な第三者の暴力的な言論による支障を理由としており、「敵対的聴衆の法理」として議論されてきたものである。その考えのリーディング・ケースとして、泉佐野市民会館事件最判（最判平成7（1995）年3月7日民集49巻3号687頁）がある。それは、施設利用の拒否に関して、「施設をその集会のために利用させることによって、他の基本的人権が侵害され、公共の福祉が損なわれる危険がある場合に限られるもの」とし、また、過激派集団の介入の懸念にかかわって、「人の生命、身体又は財産が侵害され、公共の安全が損なわれる危険」に関して、「単に危険な事態を生ずる蓋然性があるというだけでは足りず、明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見されることが必要であると解するのが相当である。」とする。また、上尾市福祉会館事件最判（最判平成8（1996）年3月15日民集50巻3号549頁）は、「会館の管理上支障があると認められるとき」を「客観的な事実を照らして具体的に明らかに予測される場合」に限定し、敵対者の実力での妨害により紛争が生じるおそれを理由に平穏な集会を拒否できるのは、「警察の警備等によってもなお混乱を防止することができないなど特別な事情がある場合に」限られる

とした。このように、「敵対者の実力での妨害」を理由にできる場合はかなり限定されている。行政が簡単に脅しに屈してはならないことを求めているとも言えるであろう。

もっとも、天皇コラージュ事件名古屋高金沢地判(名古屋高金沢地判平成12(2000)年2月16日判時1726号111頁)は、美術品の「特別閲覧許可」の拒否処分に関連して、「危険の程度としては、単に危険な事態を生ずる蓋然性があるというだけでは足りず、客観的な事実を照らして、明らかに差し迫った危険の発生が具体的に予見されることが必要である」という基準を「厳格に過ぎて相当ではない」とし、本件作品および本件図書の公開について、執ような抗議等があり、「県立美術館の管理運営上の支障を生じる蓋然性が客観的に認められる場合に該当する」として、より緩やかに拒否処分を適法とした。しかし、このような判断は、「公立美術館の裁量を広く認めすぎている」と批判されており、また、「特別閲覧許可」を対象としたものであることから、不自由展での判断基準としては適当ではない。

このように考えると、不自由展においても、住民等の「表現の自由」を保障するための先のより厳格な判断基準に従って対応がなされるべきである。実際に、「テロ予告、脅迫、恫喝等の電話があり、また、『ガソリン携行缶をもっていく』というFAXが届く」といった状況がある一方で、愛知県によるものであることを考えると、愛知県警との関係で、その警備を求めることも他よりも容易ではないかと思われ「警察の警備等」によって対応できなかったのかは微妙であるようにも考えられる。

2 不自由展の再開と防止策としての条件

中間報告は、「再開に向けて」において、「条件が整い次第、すみやかに再開すべきである。」としている。条件部分にあたると思われる点として、「脅迫や電凸等のリスク回避策を十分に講じること」(電凸もあまりな

じみがない用語であるが、ここでは不自由展に対して抗議や不満の電話をかけ、対応などを問う行為を指している(と理解できる一柵原)や、「展示方法や解説プログラムの改善・追加」などを指摘している。

この報告を受けて、大村愛知県知事も、再開の方向へと動き出した。しかし、企画実行委員会は、中間報告が公表された翌日(9月26日)に、「展示方法や解説プログラムの改善・追加」という「条件」について批判的な見解を示した。「事前に展示作品や構成、解説文に至るまでの内容に踏み込んで、改変することを条件とした再開は検閲だと思う」とか、「解説文の変更など条件を付けて企画の内容に関与するものであれば検閲になります。」といった批判である。考えてみると、「展示方法や解説プログラムの改善・追加」は、内容そのものあるいは内容と密接にかかわる可能性がある部分であり、「展示方法や解説プログラムの改善・追加」の具体的内容によっては、再開を阻む妥当性や必要性は問題となると思われる。

9月30日には、再開の仮処分を求めている不自由展実行委員会が、大村愛知県知事が示した警備面で協力することや事前予約の整理券方式とすることなどの条件を受け入れて、10月6日から8日までの間に再開する合意をしている。

五 補助金支出とその限界

1 文化庁による不交付決定の説明

上記で紹介したように、既に早い段階で菅官房長官や柴山大臣が補助金支出の再検討に言及していたが、文化庁は9月26日に文化資源活用推進事業補助金7800万円全額の不交付を公表している。その理由を説明する前に、あいちトリエンナーレや不自由展の予算にかかわる部分を確認しておく。まず、あいちトリエンナーレの総事業費は約12億4100万円、不自由展の事業費は420万円で、総事業費の0.3%、展示面積も0.75%のものであり、不自

由展の予算も全額が企業からの協賛金でまかなえるとされている。愛知県知事が不自由展に公金は支出しないと早い段階から説明しており、また、事業費もその妥当性はともかく、かなり小さいものであることがわかる。もっとも、このように規模が小さいことに対しては、中間報告でも「専門のキュレーターのみたてによると、極めて難易度の高い企画であり、質の高い企画をするには、今回の4~5倍の予算、8倍の面積を要したはず」とされている。

文化庁は、補助金の全額不交付の理由を次のように説明している。つまり、「愛知県は、展覧会の開催に当たり、来場者を含め展示会場の安全や事業の円滑な運営を脅かすような重大な事実を認識していたにも拘わらず、それらの事実を申告することなく採択の決定通知を受領した上、補助金交付申請書を提出し、その後の審査段階においても、文化庁から問い合わせを受けるまでそれらの事実を申告せず、「これにより、審査の視点において重要な点である、①実現可能な内容になっているか、②事業の継続が見込まれるのか、の2点において、文化庁として適正な審査を行うことができ」なかったとしている。そして、これを「申請手続きにおいて、不適切な行為」と評価し、「『文化資源活用推進事業』では、申請された事業は事業全体として審査するものであり、さらに、当該事業については、申請金額も同事業全体として不可分一体な申請がなされて」として、「全額不交付」としたとしている。

2 不交付決定に対する疑問

今回の不交付決定には、幾つもの疑問がある。まず、必ずしも理由が明らかでは無いことである。「展覧会の開催に当たり、来場者を含め展示会場の安全や事業の円滑な運営を脅かすような重大な事実を認識していた」という説明は、具体的にどのような状況を想定しているのか明確ではない。内部手続としても、有識者による審査会で採択を決めた後に、

文化庁内部で不交付を決定したようであり、審査会を開かずに行った決定手続に問題がある。

次に、文化庁として「適正な審査を行うことができなかった」として、手続の問題としているが、本当に手続の問題があったのであろうか。愛知県が警備体制の検討を始めたのは補助事業として採択が決まった後の5月で、また、展示内容も申請には必要とされておらず、提出書類に運営上の懸念を申告する欄もなく、それにもかかわらず、敢えて説明することが今回の愛知県の申請に限っては求められるということになると思われる。愛知県には、不自由展に批判的な政治家の発言などによって深刻な事態が生じることを予想するといった未来予測まで求めているということであろうか。仮に一定の混乱の可能性とそれへの対応策を伝えるならば、文化庁はどのような対応するであろうか。混乱の可能性があれば、不交付とするということであろうか、あるいは文化庁であれば不自由展に批判的な政治家の発言などによって深刻な事態が生じると予測でき、それへの対応を求めつつ、交付を行うということであろうか。

また、「手続」の問題としているが、不交付決定前の菅官房長官や柴山大臣の発言に照らすと、本当は「内容」の問題で不交付であるように思われる。しかし、そのように説明した場合には、内容への介入として批判を受ける可能性が高く、その批判を回避しようとして、「手続」の問題としているのではないかという疑いが強く残る。河村名古屋市長は、不交付決定を「至極まっとうな判断」と述べ、さらに、名古屋市負担分について、未払いの約3千万円を支払わないだけでなく、支払い済みの分の返還を求めることも検討するとした。河村市長が何故「至極まっとうな判断」と考えるのかも明らかではない。河村市長のこれまでの見解に照らすと、不自由展の内容が妥当ではないから、補助金を交付すべきではないとするものと思われる。しかし、補助金交付・不交付はなんらの制限な

く自由に決定できるものではない。補助金交付は、許可などとは異なり、必ずしも法律に基づき判断されるものではないが、通常は、行政の恣意性を防止し、公正性を担保するために、法律ではないにしても一定の基準に基づき判断されるものであり、それは「文化資源活用推進事業」の場合も同様である。むしろ、だからこそ「手続」を前面に出していると考えられる。

最後に、「文化資源活用推進事業」では、申請された事業は事業全体として審査するものであり、「不可分一体な申請」とされ、「全額」不交付とされているが、それは何を意味するであろうか。「申請」が不可分一体のものとしても、一部に開催が限定されたものがあつたことを理由に、「補助金」が「減額」ではなく、「全額」不交付になるのかは通常のこととは思われない。「事業全体として審査」するのであれば、むしろ事業の一部で開催できない展示があつたとしても、先に説明したように、不自由展はそもそも協賛金によるものでもあり、全体としては問題がなかったという判断にはならないのであろうか。

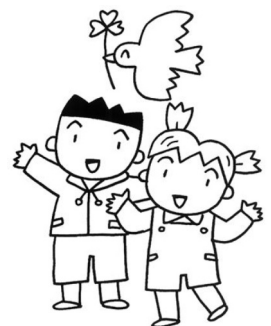
文化庁自身が、手続の理由による全額不交付を「異例」のこととしており、文化庁は、何故不自由展に関しては通常の判断をしないのか説明する必要がある。愛知県知事は訴訟で争うことを述べており、是非、訴訟を通して不透明な不交付決定の理由を明らかにして欲しい。

おわりに

はじめに述べたように、執筆段階ではまだ、現在進行形の問題であり、今後、検証委員会の最終報告書の公表や、補助金不交付決定に対する訴訟提起がなされていくと考えられる。今回の不自由展中止は、文化芸術に対する国家のかかわり方や、補助金交付のあり方などにつき、考える機会を提供してきた。国家が文化芸術の内容に立ち入ることを当然視している河村名古屋市長などの政治家が存在する

状況で、不自由展だけではなく、意欲的な展示を萎縮させるという一般的な影響も与えるものと思われる。検証委員会の個々の判断を絶対視することには警戒が必要としても、不自由展の問題を解決するとともに、検証委員会が提案するアーツカウンシル設置のような、国家が文化芸術の内容に立ち入ることを防ぐ枠組みにもっと関心を向けなければならない。

(参考文献は、本文中に示したが、その他に、雑誌「議会と自治体」258号(2019年10月号)が、「『表現の不自由展・その後』展示中止問題」を扱っている。)



●研究会報告

第33回都市再生研究会報告

9月16日に名古屋市政資料館で第33回研究会を開催しました。8名が出席しました。内容は諸富徹『人口減少時代の都市』中公新書の輪読会です。今テーマは前半と後半の2回に分けて行います。後半は11月開催の次々回にて行います。本報告は遠藤先生のレジメに基づき事務局でまとめました。

◎輪読：諸富徹『人口減少時代の都市』中公新書

報告者：遠藤宏一

まえがき

日本の都市は大きな岐路に立っている。

経済成長・人口増加・地価上昇の三条件から、低成長・人口減少・地価下落という新たな三条件へ反転した。それは「日本のどの自治体もまだ、長期にわたって右肩下りの条件下で都市を運営する経験を有していない」。

都市の経済活動の低下は都市財政に悪影響を与える。税収低下のもとで都市規模が同じなら社会資本を維持しなければならない、高齢化による社会福祉支出の増加が追い打ちをかける。

悪夢だが「人口減少は悪いことばかりではない」。都市問題からの解放と、「今後は戦後初めて、都市における生活の質向上に向けた、空間的余裕が与えられる……」。「大きなチャンス」と考えることではないだろうか。チャンスを生かすには人口減少時代にふさわしい都市政策／都市経営に打って出る必要がある。本書ではこれを「成熟型のまちづくり」or「成熟型都市経営」と呼び、この都市空間の再編を「縮退」と呼ぶ。

「賢い撤退戦略とは、市民の自発的意思によりながら、経済活動と居住を複数の都市拠点に時間をかけて誘導し、都市の活力を維持し続ける方途」に他ならない。

「人口減少時代の都市をうまく経営してい

くには、所有権と利用権の分離を可能にする法体系の整備、空間再編を進める事業主体や行政機構の創設、そして人口が減少し、税源が縮小してゆく中で、投資を実行していくための新しい財源調達方法や費用負担方法の開発を行う必要がある」。

第1章 人口減少都市の将来

1. 本格的な人口減少を迎える都市

*総人口が急速に減少する時代へ

日本の総人口のピークは2008年で1億2800万人であった。それが2017年には1億2670万人。推計では2050年には約1億200万人となる。2020～30年からは減少加速し毎年50～70万人の減、2065年には100万人の減へと向かう。

*大都市圏に集中していく人口

人口減少は対都市圏では緩やかである。特に南関東への集中が大きくなる。南関東への集中度は2010年27.8%から2040年には30.1%へ。市町村単位では地域間格差が拡大。その半面2040年の総人口が2010年を上回る自治体もでてくる。

*大都市圏で急速に発展する高齢化

東京・神奈川・大阪・愛知・埼玉and沖縄などの都府県は65歳以上の高齢人口は2010年から40年にかけて1.4倍以上に増加する。その裏返しである生産年齢の減少は2040年までに生産年齢が50%未満になる自治体は47.1%になる。

2. 老朽化する社会資本

*社会資本を維持・更新するための費用

日本は世界の先進国の水準を大きく上回る大規模公共投資がおこなわれてきた。その耐用年数は15～50年。2020年代に50年という耐用年数を持つ社会資本も、過半がそれを超える。国土交通省の維持管理・更新費の推計では2013年度には3.6兆円、2023年度には約4.3兆円～5.1兆円、2033年度には4.6兆円～5.5兆円に膨らむと見込まれている。

*更新投資費用の重み

西村らの推計では総費用がピークに達する2044年度には維持・更新投資費用の合計は約18～19兆円となっている。

3. 都市財政は大丈夫か

*財政シミュレーションが映す未来

日本財政の近年の傾向は地方財政歳出における目的別構成比の推移をみると民生費比率の大きな伸び、土木費の半減となっている。

*さいたま市秦野市、鎌倉市に見る財政シミュレーション（要約省略）

4. 「あれもこれも」から「あれかこれか」へ——人口減少時代の都市経営

*これからの都市経営の要諦は何か

①「あれかこれか」を選択する時代への移行である。歳出の優先順位の検討に「投資」概念を導入することが重要である。②税収を含む収入を最大限あげて、それを財源に歳出を実行し、住民の福祉水準最大限に引き上げることである。それは、いかなる投資が都市経済を最大限に強くするかにある。

*都市経済の将来——グローバル化と脱工業化

どうすれば都市経済・都市産業を強化できるか。それは①戦略的に経済のグローバル化拠点を育成、②「サービス産業化」のもとのビジネスモデル構築である。

*都市は何に投資すべきか——「物的要素への投資」から「非物質的要素への投資」

あるべき21世紀型の都市産業政策として、利潤創出の源泉は、情報や知識を基盤とする非物質的生産に重点が移行する。これからの

ビジネスモデルを可能にするのは、新しいアイデア、斬新なデザイン、知的財産の創出、新しい社会的仕組みの提案、ブランド創出である。これを生み出せるのは人間だけである。とりわけ知的活動のあり方が決定的な鍵となる。「人的資本への投資」とは、具体的には、人間の創造性を伸ばすための教育や訓練に対して、公的・私的資本を手厚く配分することである。これを「社会的関係資本」への投資と呼ぶ。「拡張された資本」（社会資本、人的資本、社会関係資本）は、私的資本の成長を促進することに寄与する。

*究極の目標としての人間の幸福・福祉・豊かさ

「都市政策の究極の目標を人間の福祉に置かならば、人口減少は必ずしも悪いことばかりとは限らない」。経済規模の縮小は「都市にとって開発圧力の減退を意味する」。

第2章 「成長型」都市経営から「成熟型」都市経営へ

1. 戦前期日本の都市経営

*「都市社会主義」の理論と都市経営

イギリスの「都市社会主義」の思想と実践とは都市のインフラ整備と運営を市有化・市営事業化して、えられた収益を都市問題解決の財源とする考え方である。日本では片山潜、安部磯雄らがこの思想と実践を紹介し提唱した。イギリス・バーミンガムの事例を参考に、明治後期の日本で、各都市の公益事業の市有化が試みられた。

*大阪市長としての関——学者から市長へ

関一は大阪市立大創設、御堂筋の建設、市営地下鉄開業などさまざまな事業、政策を推進した。「日本では都市計画が政治的権威のためにつくられてきたが、それを関は、近代的産業や市民生活のための都市計画に変えることに尽力した。「関の独自性は社会政策と都市政策を結合し『都市社会政策』を構想した」。(宮本憲一の評価)

*関一の都市経営構想

大阪市財政は社会資本投資により膨張、一

方で貧弱な独立財源。完全に時代遅れとなっている都市税制であった。「両税（地租と営業税）委譲」をもくろむも挫折。そのため自助努力として市営事業を育て、その「料金収入」という形で増収を図る。それを一般財源に繰入れ、それを財源として非収益的で公益的な社会資本整備や社会政策を推進する（関『都市政策の理論と実践』1936）。

*大阪市政と市営事業

では、本当に市営事業は「稼げて」いたのだろうか。戦前の都市財政として分析した持田信樹と戦前の大阪市政の分析した西堀喜久夫の研究を紹介している。（要約は省略）

2. 戦後日本の都市問題と革新自治体による都市経営

*噴出する都市問題

三大都市圏への人口集中、人口のスプロール化（衛星都市問題）がすすむ。

*激化する都市の財政危機

「革新自治体」の誕生。「二兎を追う」仕事に課される。成長を促しつつ、他方で生活に軸足を置いて都市問題解決の二律背反的課題である。それも「石油ショック」による低成長時代を背景にしてのことである。

*美濃部都政（1967～79）——国との闘争を通じた自治の獲得

美濃部都政の第一の使命は、1964年東京オリンピック開催のために社会資本整備で生活関連社会資本の遅れと都市問題を改善することが課題となる。美濃部都政の理論的支柱としての「シビル・ミニマム」が提唱（松下圭一）された。第二の使命は「70歳以上の高齢者の医療費無料化、無認可保育所の助成、重度障害者の福祉施設・制度の充実など「福祉の充実」である。第三の使命は公害対策の推進である。都の公害対策条例で調和条項を排除し国の公害対策基本法と抗争となる。都は公害研究所を設置（1968）した。

美濃部都政の隘路は1970年代の石油ショック・低成長下のもとでの財政危機である。1974年12月都議会で国との「財政戦争」宣言。

①課税自主権の確立、②起債許可権限への挑戦（起債訴訟）にのぞむことになる。①に関しては「新財源構想研究会」を立ち上げ「大都市財源の構想」（第1次：1973）を発表。以後第7次まで報告書を出す。これらの報告書では、(i)集積の利益と不利益の乖離、(ii)集積にともなう外部不経済及び混雑現象の発生、(iii)公共サービスの費用逡増への対処、を提示。そして新規課税の提案は(i)法人二税の不均一超過課税、(ii)固定資産税の適正化と公正化、(iii)法定外普通税として的高速道路適正課税、(iv)法定外普通税としての公害防止税、(v)開発利益の還元と都市開発協力金、と5つにのぼった。1974年には法人事業税の不均一超過課税（12%を超えて14%に）を実施。これは横浜市、神戸市も追随した。これに対し国は1975年に制限税率（12%の1.1倍）を設ける。また事業所税新設などの成果をえる。しかし、起債許可性に対する訴訟の方針は挫折する。

*宮崎市政——都市経営の成功による自治の獲得

美濃部都政の終焉後、宮崎市政は「減量経営」という名の財政健全化路線こそが模範的な「都市経営」だという常識が形成されていく。神戸市における実質収支の経年変化をみると、1975～1993年まで実質黒字を計上し続けた。特徴は企業的都市経営に基づく財政運営を展開した。積極的に起債の活用をいとわぬものであった。宮崎による「人間環境都市」への市政転換とは(i)福祉優先、環境保全、市民参加を旗印にした政策転換、(ii)支持基盤は社会党・共産党（三期目からオール与党体制）である。ただ総じて革新自治体としての印象は薄い。テクノロジーとしての都市経営に専念、その本質は「開発行政」で発揮する。「山、海へゆく」とまでいわれた。それは、市自身が開発業者として土地造成を行い、それを時価で進出企業に販売して、開発利益を吸収する手法である。背景には、貧弱な市財政の実情がある。宮崎市政の重点項目は①条例に基づく環境保全・福祉、まちづく

りの推進、②シビル・ミニマムに基づく生活関連資本の整備、③コミュニティ行政（「近隣自治区」）だった（高寄昇三による評価）。「神戸市の試みは、現時点から振り返れば、住民自治を涵養する政策の萌芽」と位置づけられる。

3 「成熟型都市経営」に向けて

*美濃部都政と宮崎市政の「遺産」と「教訓」
アプローチの仕方は対照的である。美濃部都政のアプローチは国との対抗軸を形成するなど、集権的国家統治に対して、都市の自治権を対置した。こうした国との対抗軸を形成するという東京都の役割は姿こそ変え、今日まで受け継がれている。唯一、中央政府に対して「拮抗力」たり得る力量を兼ね備えた地方政府といえる。（具体例報告略）

これと対照的なのが宮崎市政である。開発利益を国にその差配を受けない「自主財源」＝「自由の拡大」として、それを市民福祉水準の向上にむける「都市社会福祉主義」の手法である。ただその限界は、①永続的に開発利益を獲得しなければならない（バブル崩壊で地価下落での変調）、②開発行政による不可避的な環境破壊、③極めて高い生活関連社会資本の整備率を上げたが、それが完了すればそれ以上の福祉水準の改善はない（非物質的要素の充実がより重要になる）、④「生活圏構想」という先駆的アイデアを育て上げられなかった、といえる。どのようにして人的資本と社会関係資本（ロバート・パットナム）の蓄積を促すかが課題である。

*「人口増加・成長経済の都市経営」を超えて
革新自治体は「都市財政」→「生産関連資本」から「都市財政」→「生活関連社会資本」へ切り替えた。しかし今日ではいくら生活関連社会資本を物的に積み上げても、人々の福祉水準は高まらない地点に到達した。他方で生産関連資本の充実は、経済成長の源泉ではなくなった。経済のグローバル化、経済・産業構造の「非物質化」といった構造変化が背景にある。21世紀に適合型の「成熟型都市経

営」とは「都市財政、都市経済と社会資本、自然資本の相互作用」、これをどう21世紀型に引き継ぐかが課題として残された。

議論

- ・人口減少時代についての政策は、全般的に論じたものが、いまだに出ていない。その点では注目すべき本である。
- ・東京一極集中のトレンドの中にある。コミュニティが崩壊する。常に開発しておればよい時代ではない。
- ・美濃部都政では公害論、財政論で輝かしい実績がある。「公害と東京都」「都市財政改革の構想」なども出版している。
- ・「宮本先生が関一研究を始めたきっかけは、当時の留学生が関一研究をしたいとって来日してきたことから始まっている」という遠藤先生の報告は興味深かった。
- ・宮崎市政は、都市経営と開発が一体となっているが、その評価が難しい。
- ・この本では新しい財源調達方法について述べているが、財政学的な視点がないのではないか。
- ・自然との調和をみていない。地域経済論では過疎地域の頑張りや農村的な視野を入れるべきである。本書はこれらに答えるものになっているかどうかは疑問が残る。
- ・本書で使われた「縮退」という言葉は、著者の造語である。
- ・この本の中心的テーマは「人的資本」と「社会関係資本」の蓄積を促すかである。



★東海ローカルネットワーク

【愛 知】

「ゆず収穫隊」結成へ始動／豊根村

急激な人口減少に悩む豊根村富山（とみやま）地区で進む「奥三河ゆずプロジェクト」で、化粧品などの原料としてユズの実を取る「ゆず収穫隊」の結成が計画されている。3日には地元的一般社団法人「とみやまの里」のメンバーらが地区内の状況を確認し、今後の進め方を話し合った。プロジェクトでは富山地区で収穫したユズの実を使って、安城市や新城市などの企業が化粧品や食料品を作り「富山村ブランド」として今冬に販売する。収穫に必要な人手が地区で確保できないことから、収穫隊として広く手助けを募ろうと決めた。（中日新聞9月5日）

東海市に重度障害者施設

知多半島初、22年10月開所目指す

知多半島で初めてとなる重度心身障害者施設が、東海市の元県営名和住宅跡地に整備されることが決まった。県内3カ所目の民営施設で、整備費用の大部分を県が「障害者福祉減税基金」を活用して補助する。2022年10月の開所を目指す。名古屋市南区で大同病院などを運営する社会医療法人「宏潤（こうじゅん）会」（同区）が新たに社会福祉法人を立ち上げて整備、運営する。重度障害のある人や子どもの入所施設（64床）で治療やリハビリの指導などを実施。短期入所や児童向けの放課後等デイサービス事業も行う計画だ。（中日新聞9月6日）

「意欲と能力のある林業経営体」に

豊田森林組合 県内初

県は10日、林業の効率的な経営を目指して四月に施行された森林経営管理法の「意欲と能力のある林業経営体」に、豊田森林組合（豊田市足助町）を県内で初めて登録した。登録は、市町村から森林管理の委託を受ける際の要件となる。同法は、所有者の同意を基に、市町村が管理の行き届いていない森林を集約して経営管理権を取得し、業者に森林管理を委託できるようにした。所有者が不明の森林も、公告で見なし同意を得て経営管理権を取得できるようになった。▽1998年に878人だった県内の林業従事者は、2013年には539人に減少。担い手不足が課題になっている。県林務課の担当者は「集約化は安定的な雇用にもつながる」と、林業の活性化に期待する。（中日新聞9月11日）

岡崎初の病児保育開設

モン・タミア、市民対象1日6人

子どもがインフルエンザなどの急病を患った時に、親自身が病気だったり、仕事を休めなかったりして、子どもを家庭で世話できない場合に預けることがで

きる岡崎市初の病児保育施設「MON TAMI A（モン・タミア）」が24日、同市野畑町にオープンした。ともキッズクリニック（同市法性寺町）を運営する医療法人糸洲医院が、市から補助金の交付を受け、休院中の医院を増改築して新設した。同医院理事の糸洲雅子さん（52）が、クリニックに来院する親子を見て、病児保育施設が岡崎にもほしいと感じ設立を決めた。対象は、風邪などの急病にかかり急変の心配がない場合や、回復期に入った生後6カ月から小学6年生までの市内に住所がある子ども。感染症などの場合も含め一日6人まで預かることができる。看護師と保育士がその日の受け入れ人数に合わせ常駐する。（中日新聞9月25日）

タゴガエルを名古屋市内で初確認

市が詳しく調査へ

三河地方を中心に生息しているタゴガエルが、名古屋市内で初めて確認された。市は、本年度中に公表予定の「名古屋市版レッドリスト2020」への掲載に向け、調査・検討を進めている。タゴガエルはアカガエル科に属し、褐色やオレンジ色の背中と「ググッ」と喉の詰まったような鳴き声が特徴。県環境審議会専門調査委員の村松正雄さん（66）＝尾張旭市＝が四月、東谷山（守山区）の沢沿いで発見し、なごや生物多様性センター（天白区）が今月発行したニュースレター「生きものシンフォニーいのちかがやくなごや28号」で報告した。（中日新聞9月27日）

大府の図書館、貸出冊数「全国一」の裏側

テーマ別の棚配置工夫

7月に開館五周年を迎えた大府市おおぶ文化交流の杜図書館。2017年度の図書貸出冊数は146万7304冊と、全国の同規模自治体（人口6万～10万人）の中で貸出冊数が三年連続全国一となっている。「全国一」の仕掛けや館の取り組みを調べてみた。広さは2700平方メートル。館内を見渡すと、目立って広いとは感じないが、棚のまとめ方に一工夫あった。正面に並ぶのが、テーマごとに分かれた棚。十代向けの書籍を集めた「ティーンズ」のほか、漫画、子育て支援、ビジネス、パソコンといった棚がある。市の掲げる「健康都市」というテーマの棚も設けている。このテーマ別の棚を中心に、向かって右側に絵本など子ども向けの書籍のコーナーがあり、左側に専門書、さらに奥に進むと小説など文学系の書籍を集めたコーナーが並ぶ。（中日新聞9月29日）

【岐 阜】

山県の廃校レストラン、にぎわう／山県市

廃校になった山県市の旧北山小学校内にあるレストラン「舟伏（ふなぶせ）の里へ おんせえよお〜

が連日、にぎわいを見せている。地元のおばあちゃんが腕によりをかけたメニューが「インスタ映える」と若い世代に受けた。さらに近所の名所「円原（えんばら）の伏流水」の知名度が高まり、相乗効果で新規の客も湧き出ている。（中日新聞9月10日）

得するまちゼミ 10月開講

下呂・金山の店主ら33講座

下呂市金山町の店主らが講師となって専門技術を生かした教室などを開く「飛騨金山まちゼミ」が10月1日、各商店などで始まる。11月10日まで。9月25日から受講申し込みを受け付ける。飲食店や酒蔵、薬局、牧場、カメラ店など31事業所が参加し、33講座を開く。合気道、ボルダリング、筋力アップ体操など体を動かす講座のほか、子牛にミルクを飲ませる体験や、クリスマスの花作り、朴葉寿司（ほおぼずし）作りなど多彩な講座が無料で楽しめる。材料費が必要な講座もある。（中日新聞9月19日）

自治会への補助金、会計報告求めず

県内13市町、オンブズ調査

行政を監視する市民らが集まる「市民オンブズ全国大会in岐阜・2019」が28日、岐阜市のじゅうろくプラザで始まった。県内市町村にアンケートした「自治会」に関する調査結果を公表し、13市町が補助金などに対する会計報告書を自治会に求めていなかった、と報告。▽広報紙の配布やごみ集積所の管理など、行政の業務を担う自治会に対し、何らかの補助金や交付金、謝礼などを交付していると答えたのが37市町村あった。このうち、会計報告書を求めていないとしたのは、下呂市や川辺町など13市町。実績報告書を求めていない自治体も7市町あった。補助金などの会計報告書をインターネットで公開していると回答したのは山県、飛騨、池田、岐南の4市町。

◆HPで公開の岐南町は「当然」

町内35の自治会の活動に交付金を出す岐南町は、2011年の制度導入時から、自治会の会計報告書をホームページ（HP）で公開している。防災訓練や盆踊りなど、事業ごとの金額もすべて公開の対象だ。地域住民の主体的な活動を応援する目的で、松原秀安町長が発案した「町自治会絆づくり交付金」制度は、交付額は町税収入の1%以内と決まっている。各自治会の上限はおおむね100万円ほどになる。（中日新聞9月29日）

【三重】

公害の教訓から考える防災策

四日市コンビナート

大規模災害の発生に備え、四日市市臨海部のコンビナート地帯の防災対策について考える講演会が31日、同市安島1丁目の「四日市公害と環境未来館」であった。環境学習グループ「磯津環境学校」が企画し、

愛知大学名誉教授の宮入興一氏（財政学）が、かつての四日市公害の教訓を生かす観点から語った。講演内容を紹介する。2011年の東日本大震災では、石油類の漏洩（ろうえい）やタンクの火災などで、多くの施設で被害が発生した。大規模コンビナートの災害対策は、原発事故対策に次ぐ大きな課題といえる。コンビナートが集中する四日市市では、施設自体の防災対策に加え、周辺市街地のリスク管理も含めた対策が必要だ。1950年代から、旧海軍燃料廠（しょう）跡地を国策で開発した四日市石油コンビナートは、かつて深刻な環境問題を起こしただけでなく、防災面での対応も欠いている。臨海部の軟弱地盤に大量の危険物を保有する企業群を集積させたうえ、市民の居住地とも隣接している。高齢化が進んでいる地域もあり、災害弱者が多く住む状況を生んでいる。（朝日新聞9月1日）

米中貿易摩擦「悪影響」が大幅増

百五総合研究所が調査

百五総合研究所（津市）は、県内と愛知県の企業を対象にした7月の景況調査をまとめた。米中貿易摩擦について「経営に悪影響がある」と答えた企業は15.2%に上り、一月の前回調査の8%から大幅に増加した。景況感も悪化しており、担当者は「景気の先行き不透明感が強くなっている」と話す。業種別では、製造業の景況感悪化が深刻で、米中貿易摩擦も「悪影響がある」と答えた企業は25.7%に上った。「中国向け輸出が減り、現地法人の売り上げも減少している」といった中国経済の減退を指摘する声が目立った。米国向けの需要や受注の減少を挙げる企業も増えた。（中日新聞9月21日）

人口増、子育てに注力

朝日町が人を呼び込む魅力1位

朝日町の魅力が注目されている。今年6月、シンクタンク「中部圏社会経済研究所」（名古屋市）が多様な統計データを独自に算出し、人を呼び込む自治体の魅力度「地域力フロー指標」を初めてまとめた。総合で県内一位に輝いたのは朝日町。人口わずか1万人という小さな町の魅力とは。その理由を探った。同研究所は、全国の1741の自治体を対象に、住民の所得水準や教育費、女性の就業率など、全117種類の統計データを人工知能（AI）で解析。「生活基盤」「教育」「コミュニティ」「住民・福祉」「女性の活躍」の五分野に絞り込んで自治体ごとに点数を付け、五分野の全国順位や総合の県内順位を発表した。朝日町の人口は県内で24位と少ない。にもかかわらず、トップに躍り出た理由について、研究所の難波了一さんは「人口密度が県内で一番高く、名古屋という大都市圏に近いベッドタウンで人が集まりやすい」と話す。（中日新聞9月23日）

●行事案内

◆第13回地域経済の将来を考える研究会

日時 10月19日(土) 13:30~16:00時頃
会場 名古屋市市政資料館2階 第1集会室
名古屋市東区白壁一丁目3番地
tel 052-953-0051

地下鉄「市役所」2番出口より東へ徒歩8分
テーマ:第四次産業革命と地域経済循環
報告者:井内 尚樹さん(名城大学)

468-8502 名古屋市天白区塩釜口1-501
tel 052-838-1151(代)

報告:セール&リースバック訴訟について
報告者:庄村勇人(名城大学)

行政財産であり公の施設として運営されていた複合施設について、普通財産に転換した上で民間業者に所有権を移し(セール)、その直後に借りて(リース)施設を運営する方式が住民訴訟で問題になっています。この訴訟の紹介と検討を行います。

◆2019年度東海自治体問題研究所

第47回会員総会

日時:10月18日(金) 18:30~
場所:名古屋市北生涯学習センター
議題:2018年度事業報告及び決算報告
2019年度事業計画及び予算案
役員改選

◆第35回都市再生研究会

日時:11月24日(日) 13:30~

会場:名古屋市教育館

栄教育館が移転しました。

名古屋市東区泉1-1-4

Tel 052-961-2541

アクセス:地下鉄

桜通線「久屋大通」下車1A出口徒歩8分

名城線「市役所」下車3番出口徒歩9分

輪読会:

諸富徹「人口減少時代の都市—成熟型のまちづくりへ」(2018)中公新書— その2-3章と4章(前回に続いて2回目)

報告者:中川博一

◆第16回地方自治研究会

日時:11月16日(土) 14:00~17:00

場所:名城大学天白キャンパス

タワー75 10階 1004室

(名古屋市営地下鉄鶴舞線 塩釜口駅より徒歩10分、天白キャンパスで一番高い建物です。1階もしくは2階からエレベーターでお上がりください)

自治体研究社の書籍

★申込みはTEL又はFAXで東海自治体問題研究所へ(当所会員は1割引、郵送料は無料)

「競争の時代」の国・地方財政関係論 一般財源は自治体の自由になるのか

中島 正博(著)

¥2,750(税込・送料無料)

発行年月日:2019/10/18

書籍の内容

競争の時代に自治体の自由な財源はどこにあるのか。1980年代後半からの30年間の国と地方の財政関係を地方財政計画に基づいて分析する。この30年を「地方分権さきがけ期」「財政構造改革期」「競争の時代」に分け、地方財政計画が地方の財源保障機能から競争を前提にしたシステムへと変容する様子を追う。そこでは分権と集権のせめぎ合いを観察し、「一般財源」が本当に自治体の自由になっているかを検証する。併せて、地域振興政策=島根県海士町の定住政策、宮城県西米良村の人口減少対策を紹介。

